

はじめに

東京都教育委員会は、平成 14 年 1 月に「都立図書館あり方検討委員会」報告で示された新たな都立図書館の役割を、中央図書館と多摩図書館との機能分担の下に果たしていくこととし、現在までこれら 2 館及び日比谷図書館の 3 館を運営してきました。

しかし、都立図書館が広域自治体の図書館としての運営を行っていくためには、未だ区市町村立図書館との役割分担や IT 社会に対応した図書館サービスの提供などの課題が残されていました。そこで平成 16 年 10 月に「第二次都立図書館あり方検討委員会」を設置して、これらの課題について検討を進め、平成 17 年 8 月に「都立図書館改革の基本的方向」として、報告書を取りまとめました。

この「都立図書館改革の具体的方策」は、「都立図書館改革の基本的方向」報告書にある図書館改革の内容を具体化し、その実現を図っていくため、東京都教育委員会が策定したものです。

現在、都立図書館に対しては、国際都市・首都東京の機能や活動を情報面から支え、都民や都政の抱える課題の解決のために効果的な情報サービスを提供していくことが求められています。本書では、図書館改革の必要性と方針を明らかにしたうえで、今後取り組む改革の具体的な方策を示しました。

東京都教育委員会としては、本書に基づく事業の取組期間を概ね 3 年間とし、平成 21 年度を当面の目標として、改革の実現を図ることとしています。そのためには、これまで以上に都立図書館と区市町村立図書館との、役割分担を踏まえた連携・協力が必要となります。今後とも図書館利用者をはじめ、広く都民の方々の一層のご理解・ご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。